

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第160号 川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第160号 川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年11月18日

健康福祉局

議案第 160 号 川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する 条例の一部を改正する条例の制定について

1 廃止する特別養護老人ホームの概要

名 称	長沢壮寿の里
位 置	多摩区长沢 2 丁目 1 1 番 1 号
構造・規模	鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階建
延べ床面積	3, 6 2 1. 3 m ²
開 設	昭和 6 4 年 1 月
定 員	5 3 名（入所及び養護事業）、1 2 名（老人短期入所事業）
廃止（予定）	令和 3 年 4 月 1 日

※ 敷地及び建物については、無償貸付け（建物にあっては、解体までの入居調整等を行う期間として令和 3 年度から 2 年間に限り、無償貸付け）

2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画（平成 3 0 年 3 月策定）において、特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、老朽化が著しい等、建替えによるメリットがある施設は、現行の指定管理期間が経過した後に、建替えにより民設化を図ることとし、長沢壮寿の里については、川崎市高齢社会福祉総合センターの移転後、現地での建替えを進めることとされた。

上記計画に基づき、特別養護老人ホーム長沢壮寿の里を民設化するため、指定管理期間が終了する令和 2 年度末をもって廃止するものである。

3 特別養護老人ホーム

(1) 施設数

4 施設（特別養護老人ホーム長沢壮寿の里、特別養護老人ホームこだなか、特別養護老人ホーム陽だまりの園及び特別養護老人ホームしゅくがわら）

(2) 事業

老人デイサービス事業に関すること、老人短期入所事業に関すること、措置による入所及び介護福祉施設サービスに関すること等

(3) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。